



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

平成29年度上半期における
下請法の運用状況、
企業間取引の公正化への取組等
(概要版)

公正取引委員会 事務総局
経済取引局取引部 企業取引課・下請取引調査室
平成29年11月8日



下請法の運用状況

○書面調査の実施状況

[単位:名]

	親事業者調査	下請事業者調査	合計
平成29年度	60,000	300,000	360,000
製造委託等	38,680	208,513	247,193
役務委託等	21,320	91,487	112,807
平成28年度	39,150	214,500	253,650
製造委託等	25,696	151,912	177,608
役務委託等	13,454	62,588	76,042
平成27年度	39,101	214,000	253,101
製造委託等	26,559	151,499	178,058
役務委託等	12,542	62,501	75,043

(注1)製造委託等:製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

(注2)役務委託等:情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

○下請法違反被疑事件の処理状況

[単位:件]

	新規着手件数				処理件数				
	書面調査	申告	中小企業庁 長官からの 措置請求	計	措置			不問	計
					勧告	指導	小計		
合計	4,941 [3,931]	60 [53]	1 [0]	5,002 [3,984]	5 [3]	4,093 [3,796]	4,098 [3,799]	124 [78]	4,222 [3,877]
製造委託等	3,452 [2,729]	44 [38]	1 [0]	3,497 [2,767]	5 [2]	2,883 [2,620]	2,888 [2,622]	81 [58]	2,969 [2,680]
役務委託等	1,489 [1,202]	16 [15]	0 [0]	1,505 [1,217]	0 [1]	1,210 [1,176]	1,210 [1,177]	43 [20]	1,253 [1,197]

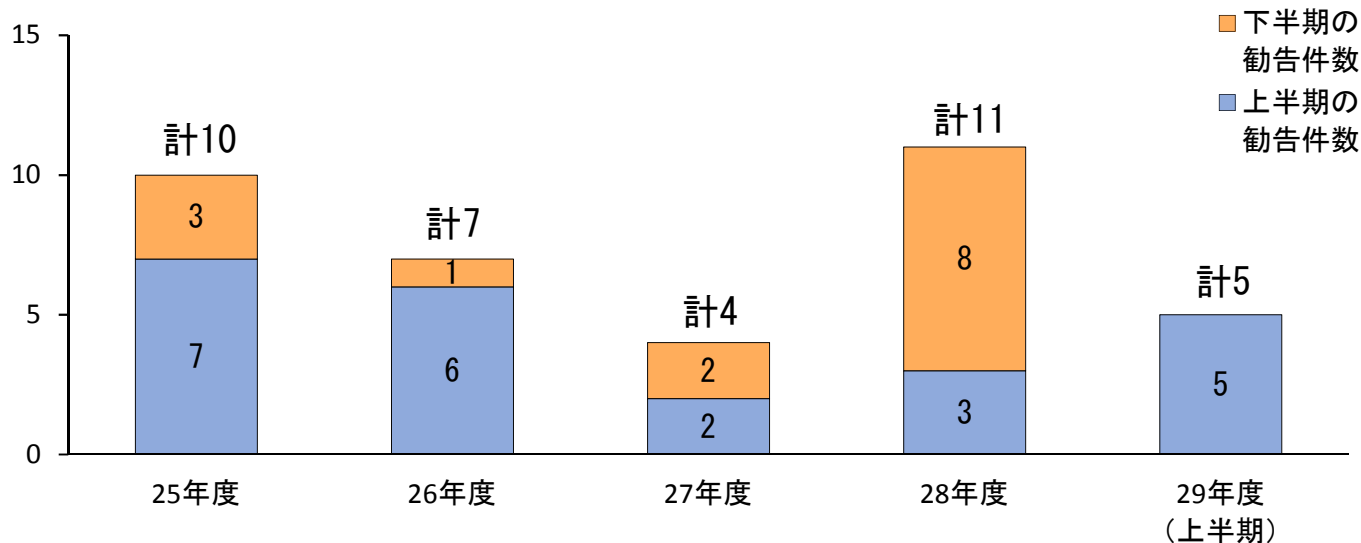
(注1) 勧告又は指導を行った事件の中には、複数の委託取引において違反行為が認められたものがあるが、本表においては、当該事件の違反行為を主として行った委託取引に区分して、件数を計上している。

(注2) []内の数値は、前年度上半期の件数である。

○勧告及び指導件数の推移

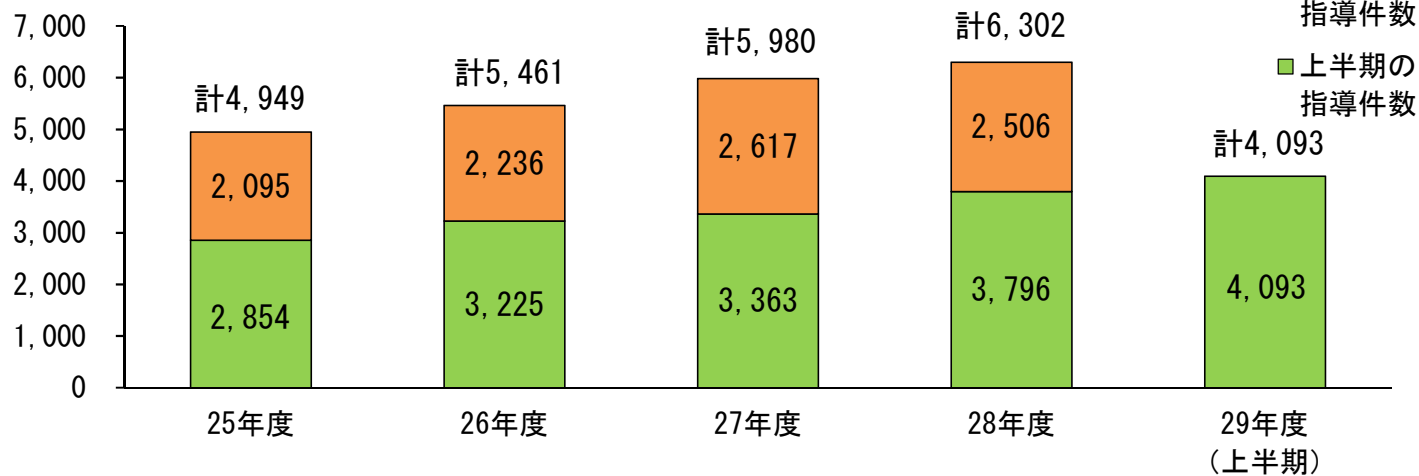
勧告件数の推移

[単位：件]



指導件数の推移

[単位：件]



○措置件数(4,098件)の地区ごとの内訳

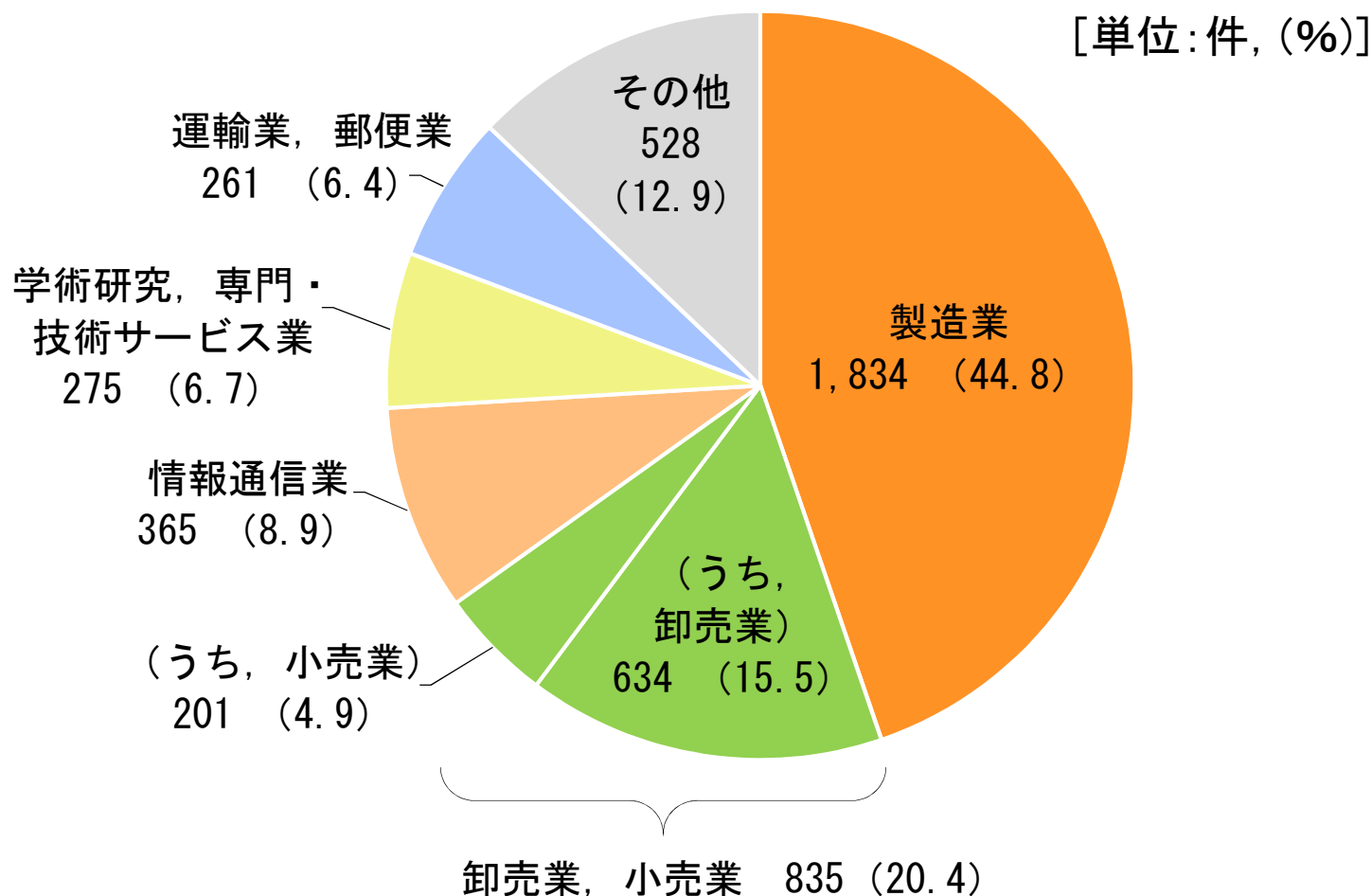
[単位:件]

地 区	件 数
北海道地区（北海道）	179 [170]
東北地区（青森県，岩手県，宮城県，秋田県，山形県，福島県）	172 [171]
関東甲信越地区（茨城県，栃木県，群馬県，埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県，新潟県，山梨県，長野県）	1,881 [1,646]
中部地区（富山県，石川県，岐阜県，静岡県，愛知県，三重県）	325 [332]
近畿地区（福井県，滋賀県，京都府，大阪府，兵庫県，奈良県，和歌山県）	875 [872]
中国地区（鳥取県，島根県，岡山県，広島県，山口県）	258 [316]
四国地区（徳島県，香川県，愛媛県，高知県）	119 [114]
九州地区（福岡県，佐賀県，長崎県，熊本県，大分県，宮崎県，鹿児島県）	283 [171]
沖縄地区（沖縄県）	6 [7]
合 計	4,098 [3,799]

(注1)措置を採った親事業者の本社所在地により区分している。

(注2)[]内の数値は，前年度上半期の件数である。

○措置件数(4,098件)の業種別内訳



(注1)業種は, 日本標準産業分類大分類による。

(注2) ()内の数値は措置件数全体に占める比率であり, 小数点以下第2位を四捨五入しているため, 合計は必ずしも100とならない。以下同じ。

○下請法違反行為の類型別件数

[単位: 件, (%)]

	手続規定			実体規定												合計
	書面交付義務	書類保存義務	小計	受領拒否	支払遅延	減額	返品	買ったたき	購入等強制	早期決済	割引困難手形	利益提供要請	やり直し等	報復措置	小計	
合計	2,994 [2,844] (88.8)	376 [356] (11.2)	3,370 [3,200] (100.0)	16 [20] (0.4)	2,363 [2,098] (55.0)	380 [252] (8.8)	13 [7] (0.3)	925 [700] (21.5)	70 [45] (1.6)	57 [34] (1.3)	251 [229] (5.8)	187 [129] (4.4)	34 [28] (0.8)	0 [0] (-)	4,296 [3,542] (100.0)	7,666 [6,742]
製造委託等	2,209 [2,061] (89.2)	268 [260] (10.8)	2,477 [2,321] (100.0)	12 [19] (0.4)	1,493 [1,333] (49.4)	274 [193] (9.1)	12 [7] (0.4)	722 [551] (23.9)	45 [25] (1.5)	54 [33] (1.8)	239 [217] (7.9)	151 [103] (5.0)	23 [17] (0.8)	0 [0] (-)	3,025 [2,498] (100.0)	5,502 [4,819]
役務委託等	785 [783] (87.9)	108 [96] (12.1)	893 [879] (100.0)	4 [1] (0.3)	870 [765] (68.5)	106 [59] (8.3)	1 [0] (0.1)	203 [149] (16.0)	25 [20] (2.0)	3 [1] (0.2)	12 [12] (0.9)	36 [26] (2.8)	11 [11] (0.9)	0 [0] (-)	1,271 [1,044] (100.0)	2,164 [1,923]

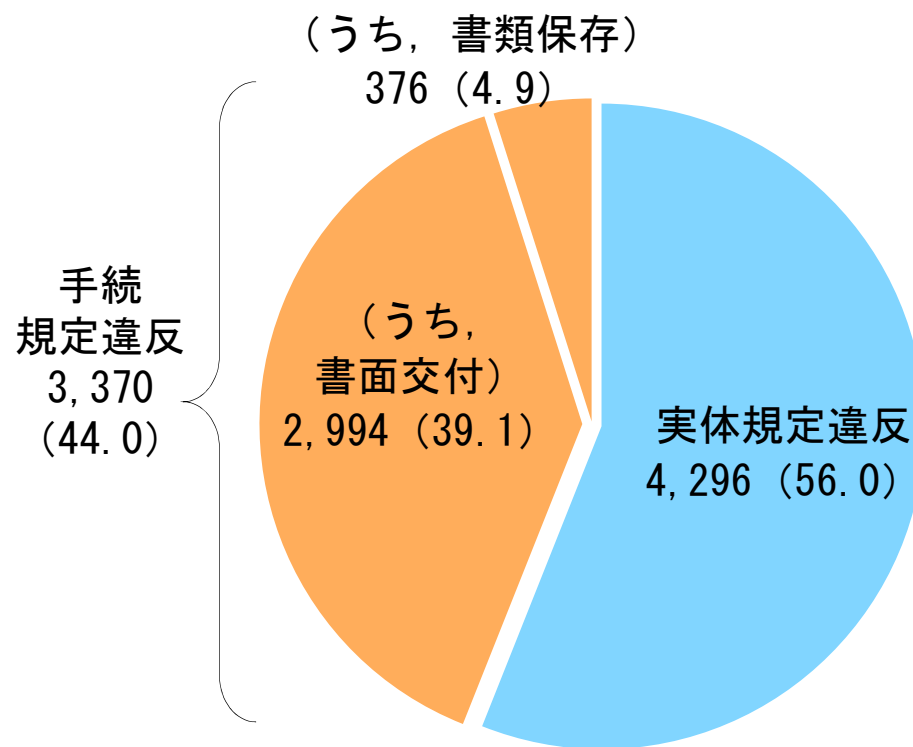
(注1) 一つの事案において複数の行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるため、違反行為の類型別件数の合計と「措置」の件数(「勧告」及び「指導」の合計件数)とは一致しない。

(注2) 書面交付義務違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれている。

(注3) []内の数値は、前年度上半期の件数である。また、()内の数値は、各手続規定違反又は各実体規定違反の全体の件数に占める比率である。

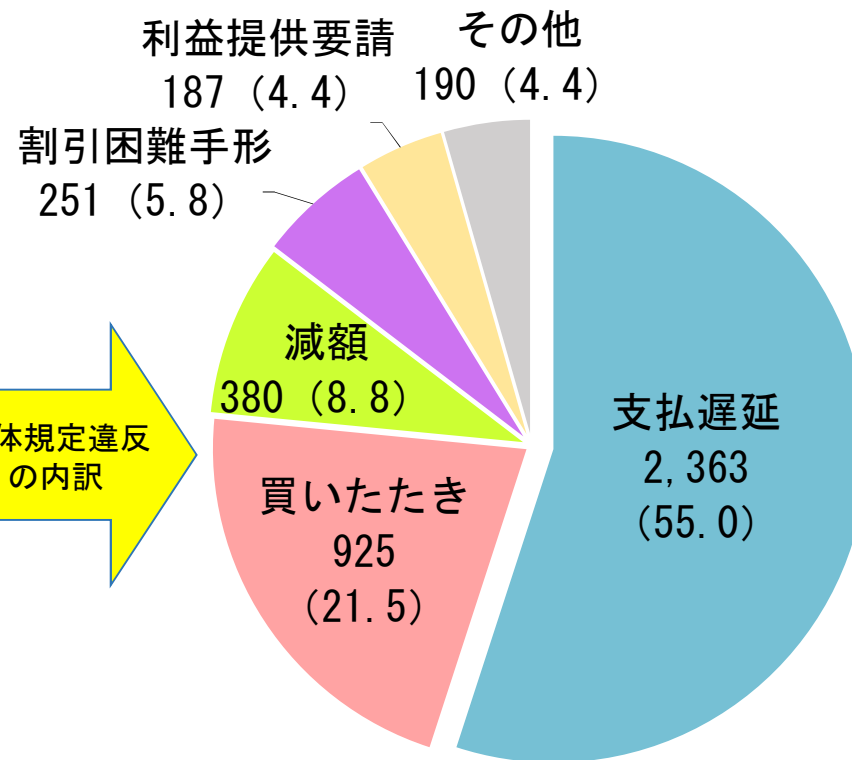
○ 類型別件数 (7,666件) の内訳, 実体規定違反件数 (4,296件) の行為類型別内訳

類型別件数 (7,666件) の内訳
[単位: 件, (%)]



(注) () 内の数値は類型別件数の合計に占める比率である。

実体規定違反件数 (4,296件) の行為類型別内訳
[単位: 件, (%)]



(注) () 内の数値は実体規定違反件数の合計に占める比率である。

○下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

違反行為類型	返還等を行った親事業者数	返還等を受けた下請事業者数	返還等の金額
受領拒否	2名 [－]	138名 [－]	14億72万円 [－]
減額	70名 [46名]	5,663名 [1,575名]	9億666万円 [7億4531万円]
支払遅延	50名 [55名]	1,963名 [899名]	1億3215万円 [3790万円]
返品	7名 [－]	72名 [－]	327万円 [－]
利益提供要請	2名 [4名]	21名 [47名]	202万円 [2071万円]
購入等強制	1名 [1名]	8名 [144名]	5万円 [2014万円]
買ったたき	－ [1名]	－ [10名]	－ [8411万円]
やり直し等	－ [1名]	－ [1名]	－ [300万円]
有償支給原材料等の 対価の早期決済	－ [4名]	－ [21名]	－ [57万円]
割引困難手形	－ [1名]	－ [5名]	－ [44万円]
合計	132名 [113名]	7,865名 [2,702名]	24億4490万円 [9億1220万円]

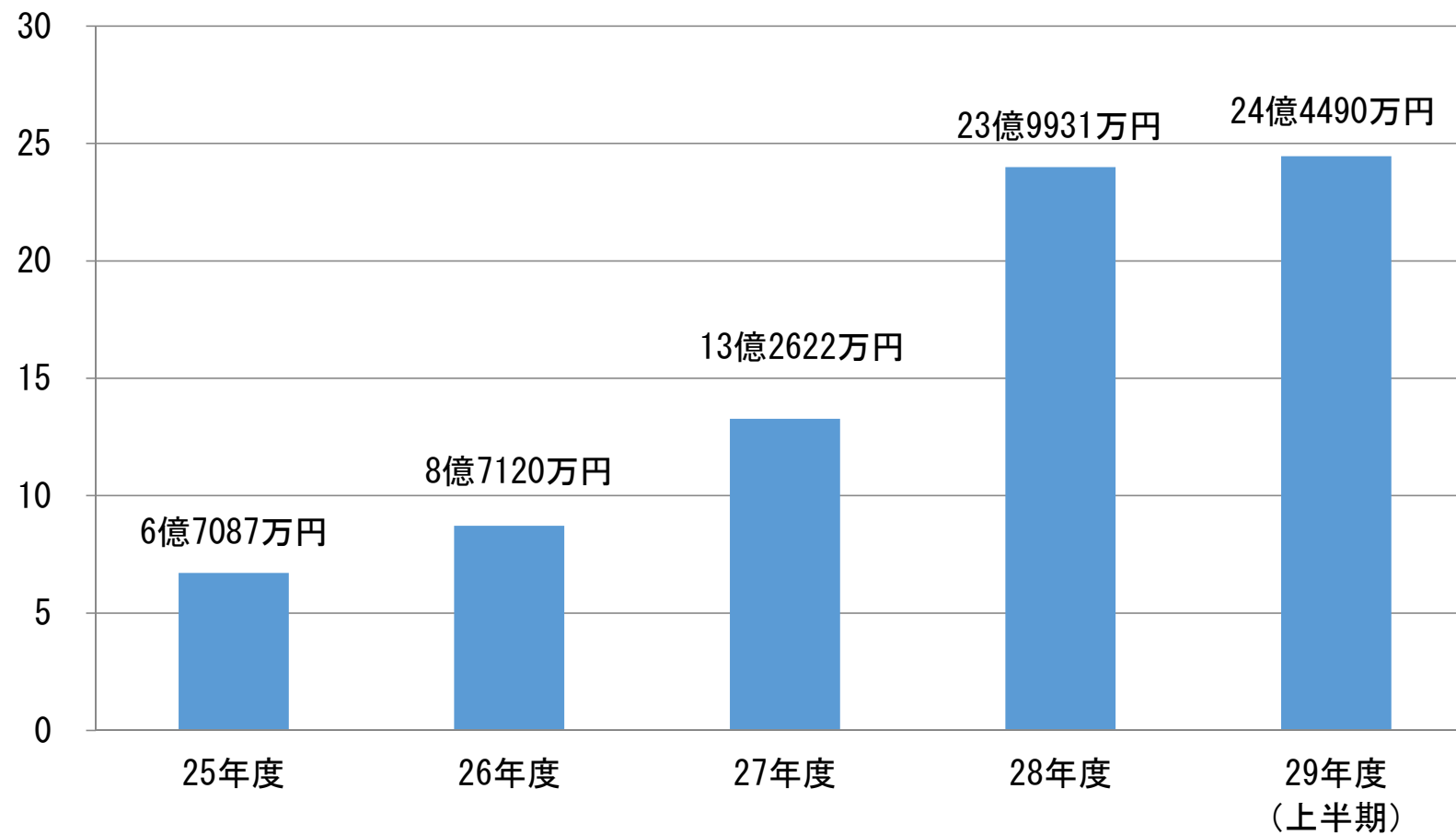
(注1) []内の数値は、前年度上半期のものである。

(注2) 該当がない場合を「－」で示した。

(注3) 違反行為類型ごとの返還等の金額は1万円未満を切り捨てているため、各金額の合計額と総額とは一致しない。

○原状回復額の推移

[単位：億円]



○下請法違反行為を自発的に申し出た親事業者に係る事案

自発的な申出の件数

[単位:件]

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (上半期)
14	47	52	61	37

平成29年度上半期においては、親事業者からの違反行為の自発的な申出は37件であった。また、同期間に処理した自発的な申出のうち2件については、違反行為の内容が下請事業者に与える不利益が大きいなど勧告に相当するような事案であった。平成29年度上半期においては、親事業者からの違反行為の自発的な申出により、下請事業者700名に対し、下請代金の減額分の返還等、総額17億2652万円相当の原状回復が行われた(前記の原状回復額の総額24億4490万円の内数である。)

(注) 公正取引委員会は、親事業者の自発的な改善措置が下請事業者が受けた不利益の早期回復に資することに鑑み、公正取引委員会が調査に着手する前に、違反行為を自発的に申し出、かつ、下請事業者に与えた不利益を回復するために必要な措置等、自発的な改善措置を採っているなどの事由が認められる事案については、親事業者の法令遵守を促す観点から、下請事業者の利益を保護するために必要な措置を採ることを勧告するまでの必要はないものとして取り扱うこととし、この旨を公表している(平成20年12月17日公表)。



企業間取引の公正化への取組

公正取引委員会は、企業間取引の公正化を目的として、下請法及び優越的地位の濫用規制に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施している。

特に、違反行為の未然防止や事業者からの下請法違反行為に係る情報提供に資するよう、違反行為事例の充実等を内容とした「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」の改正等を平成28年12月14日に実施しており、平成29年度上半期においても、その内容について普及・啓発を図るため、下記のとおり、下請法等の講習会等において説明を行っている。

下請法等に係る講習会

基礎講習会	49回
業種別講習会	17回(荷主・物流事業者向け10回 ブライダル業者・葬儀業者向け7回)

下請法等に係る相談

相談	4,515件
中小事業者のための移動相談会	38か所

取引実態調査等

公正取引委員会は、独占禁止法及び下請法上問題となる個別の違反行為に対し、厳正に対処しているほか、企業間取引の公正化を図る必要性が大きい分野について、実態調査等を実施し、独占禁止法及び下請法の普及・啓発等に活用している。

大規模小売業者との取引に関する納入業者に対する実態調査

- 平成29年度上半期においては、独占禁止法上の優越的地位の濫用規制の観点から大規模小売業者と納入業者との取引の実態を把握するために、平成29年7月に納入業者を対象に調査票を発送した。

納入業者を対象とする調査票	31,955通
---------------	---------

荷主と物流事業者との取引に関する書面調査

- 優越的地位の濫用行為の抑止・早期是正のため独占禁止法の運用を強化することとし、物流特殊指定の遵守状況及び荷主と物流事業者との取引状況を把握するための書面調査を実施中。

荷主を対象とする書面調査票	30,000通
---------------	---------

○今後の取組

公正取引委員会は、下請事業者の多くが依然として厳しい対応を迫られていると考えられることから、引き続き、以下の施策について取り組むこととする。

また、公正取引委員会は、「中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議」(議長:内閣官房副長官(参))に参画しているところ、その議論も踏まえつつ、中小企業等の取引条件の改善等に向け、引き続き下請法の積極的な運用を進めていく。

下請取引適正化推進月間の実施

公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請法の概要等を説明する「下請取引適正化推進講習会」を全国各地で実施するなど、下請法の普及・啓発を図っている。

下請取引適正化推進月間キャンペーン標語

【特選作品】 取引条件 相互に築く 未来と信頼

下請法遵守の要請文書の発出

平成29年11月15日に、親事業者及び関係事業者団体に対し、下請法の遵守の徹底等を要請する文書の発出を予定している。

○参考

下請法の各種講習会に参加できない場合であっても、下請法の理解に役立つよう、講習用動画「やさしく解説・よくわかる下請法講座～下請取引で困らないために～」を下記のウェブサイトで公開中。

(公正取引委員会ウェブサイト)

<http://www.jftc.go.jp/houdou/douga.html>

(YouTube公正取引委員会チャンネル)

<https://www.youtube.com/c/JFTCchannel>



～下請法関係のパンフレットは下記ウェブサイトに掲載～

<http://www.jftc.go.jp/houdou/panfu.html>

